

学生支援組織および機能

支援区分	組織名	機能
修学支援	履修支援課	修学指導(受講登録・定期試験・成績・単位・追試験・再試験等) 学外実習 各種証明書の発行
進路支援	キャリア 支援課	就職・編入学・進路支援の相談・指導、ガイダンス・セミナーの実施 求人に関する資料等の情報の収集・提供、模擬面接、履歴書・エントリーシートの添削 http://www.fukuoka-wjc.ac.jp/work/support.html
学生生活 支援	学生支援課	<p>1. 学生の修学に係る支援の概要</p> <p>本学における修学支援は、学生部長を中心として構成される学生委員会また学生部長を委員長とした学生相談室運営委員会と学生支援課が協働して、修学支援・学生生活支援のための事項について審議、実施しています。</p> <p>① クラスアドバイザー制度の実施</p> <p>クラスアドバイザーは、学生の公私の問題に関して助言と指導を行っています。</p> <p>② 新入生オリエンテーションの実施</p> <p>入学当初に行うオリエンテーションで、各学科の教員紹介・学科概要及び教養教育、専門教育等の授業科目の説明の他、サークル紹介や学内ツアー等を実施しています。</p> <p>③ 保護者との連携</p> <p>各学科及びアドバイザーとキャリア支援課、履修支援課、学生支援課による「保護者懇談会」を実施しています。二部構成で実施し、全体説明会では、「就活」における「学生・保護者」の心構えやスケジュール等の説明、クラス別集会では、アドバイザーによる個別面談を行っています。</p> <p>④ 学友会活動への支援</p> <p>学友会執行部、学園祭実行委員会が実施する各行事を円滑に遂行するため、学生委員を交えた学友会協議会、学園祭協議会を随時開催し学生との意思疎通を図っています。</p> <p>〔学生生活〕</p> <p>① 学生寮・アパート等の情報提供</p> <p>② 学生教育研究災害傷害保険</p> <p>「学業および課外活動中に起きた傷害」・「住居と学校施設等との間の通学中、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害事故」で、一定以上の治療日数を要するものには、所定の保険金が支払われます。</p> <p>〔奨学金〕 ☆学内奨学金として以下①～④</p> <p>① 釜瀬富士雄記念奨学金</p> <p>1991年に学園創立者である釜瀬富士雄先生の遺徳を記念し制定されたものです。成績・人物ともに優秀な学生(2年生)から選考された奨学生に授業料の半額相当を支給します。</p> <p>② 資格取得者等奨学金[支給額:6千円～3万円]</p> <p>資格取得者等奨学金は在学中に本学が定める資格を取得した場合に選考のうえ支給します。</p>

③ **スポーツ奨学金・コンテスト奨学金** [支給額:個人 1万円、団体 3万円～5万円]

所属する大会・所属リーグ、コンテスト等において優勝、またはこれに準ずる成績を残し、著しい活躍をした場合に選考のうえ支給します。

④ **アクティビティ奨学金** [支給額:個人 1万円、団体 3万円～5万円]

地域等のイベントに参加し、年間を通じて大学の広報活動に著しい貢献が認められた場合に、選考のうえ、学生委員会の推薦により支給します。

〔日本学生支援機構奨学金制度〕

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の「貸与」または「給付」する制度で、家計基準及び学力基準などの条件を満たす人が対象です。

【貸与奨学金】 (返還を要する奨学金)

① 「第一種」(無利子)

給付奨学金を受給している場合、受給期間中の第一種貸与月額が調整されます。

② 「第二種」(有利子)

③ 「入学時特別増額」(有利子)

第一種または第二種の貸与を受ける者が、入学時に一度だけ、基本月額に増額して貸与される奨学金で、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申し込んだが利用できなかった世帯の学生を対象にしたものです。

【給付奨学金】 (原則返還が不要な奨学金)

高等教育における修学支援新制度のひとつで、住民税非課税世帯や、それに準ずる世帯の学生を対象とした奨学金です。年一回行われる家計の収入・資産額の審査があり、採用された支援区分が見直される場合があります。

〔高等教育修学支援新制度(授業料等減免)〕 ※本学は対象校として認定されています。

文部科学省が実施する新制度で、住民税非課税世帯やそれに準ずる世帯の学生を対象に、授業料や入学金の免除・減額を行うものです。(給付奨学金同様に支援区分が見直される場合があります。)

先に採用された給付奨学金の支援区分により、減免額は異なります。

詳しくは文部科学省特設ホームページでご確認ください。(<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

〔その他の奨学金〕

① **保育士修学資金貸付制度**

各地方自治体の社会福祉協議会が行っている貸付制度で、該当県で保育士として、従事することを条件に最高月額5万円×24か月、また、希望により入学準備金20万円・就職準備金20万円が貸与されます。なお、5年間勤務することで、返還の義務が免除されます。

② **交通遺児育英会** <https://www.kotsuiji.com/>

交通事故が原因で保護者が死亡又は著しい後遺障害のため働けなくなった家庭の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与します。

③ **あしなが育英会** <http://www.ashinaga.org/>

保護者等が病気や災害などで死亡もしくは著しい後遺障害で障害認定を受けている家庭の子女等に奨学金を貸与します。

④ **国の教育ローン(日本政策金融公庫)** <http://www.jfc.go.jp/>

入学者および在学者は「国の教育ローン」が利用できます。教育のために必要な資金を融資する公的制度で融資額は学生1名につき350万円以内、返還期間は15年以内です。

日本政策金融公庫教育ローンコールセンター(0570-008656 ハローコール)

または、電話:03-5321-8656 にお問い合わせください。(月曜日～金曜日:9時00分～21時00分)

		<p>⑤ 学費サポートプラン(オリエントコーポレーション)</p> <p>株式会社オリエントコーポレーションと本学が提携した教育ローンです。この学費サポートプランは、授業料等の納付金をオリエントコーポレーションが本学に立替え払いをし、納付金負担者はオリエントコーポレーションに毎月分割で返済する制度です。</p> <p>詳細については、以下までお問い合わせください。</p> <p>(株)オリエントコーポレーション学費サポートデスク 0120-517-325</p>
<p>留学生 支援</p>	<p>学生支援課</p>	<p>① 住居地の届出について</p> <p>新しい在留管理制度が施行されたことに伴い、日本に入国した外国人は、住居地を定めてから 14 日以内に旅券を持参の上、住居地の市区町村の窓口でその住居地を法務大臣に届け出てください。</p> <p>※ 在留カードがすでに交付されている場合は、旅券と併せて在留カードを窓口に提出してください。</p> <p>② 在留資格について</p> <p>福岡入国管理局にて「留学」ビザへの変更手続きを行ってください。</p> <p>1.在留資格変更許可申請書 2.入学許可書の写し 3.パスポートおよび在留カード 4.写真(縦4cm×横3cm)1葉 (出入国在留管理庁のHP で確認ください。)</p> <p>[福岡入国管理局] 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25福岡第一法務総合庁舎</p> <p>③ 在留期間について</p> <p>留学生の在留期間は、法務大臣が個々に指定する期間(「4年3ヶ月」超えない範囲です。)</p> <p>④ 外国人留学生の奨学金について</p> <p>募集は 4 月、5 月にかけて行われます。留学生の場合は、返還の義務がない給付制度のものがほとんどです。ただし、違反行為等の留学生としてふさわしくない行為を行ったときや成績不良の場合には奨学金が停止され、返還の義務が課されることがあります。</p> <p><主な奨学金></p> <p>文部科学省外国人留学生学習奨励費・留学生育英奨学金・朝鮮奨学会奨学金</p> <p>⑤ 留学生オリエンテーションの実施</p> <p>履修・生活オリエンテーション、長期休暇前オリエンテーション、卒業前オリエンテーション等</p>
<p>学生の心身の健康等に係る支援</p>	<p>学生支援課 学生相談室</p>	<p>学生の心身の健康等に係る支援</p> <p>本学では、学生相談室を設置し、学生部長を委員長とした学生相談室運営委員会と学生支援課が協働して「人間関係」「心身」「履修」「進路」など様々な不安に対し、クラスアドバイザーおよび専任の臨床心理士による相談、指導を行っています。</p> <p>主な相談内容は、心身の健康状態や人間関係、修学や進路等です。また、家族との相談や医療機関等の外部機関との連携、協力も行っています。相談活動以外にも、学生全体へのアプローチとして、社会性の促進を目的としたグループワークやハラスメント予防に向けた研修も実施しています。</p> <p>また、毎年4月の2週目に健康診断及びメンタルヘルス問診を実施しています。</p>